

長泉町告示第20号

長泉町パブリック・コメント手続実施要綱を次のように定める。

平成22年3月24日

駿東郡長泉町長 遠藤日出夫

長泉町パブリック・コメント手続実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリック・コメント手続に関し必要な事項を定めることにより、町が基本的な施策を策定する過程における町民参加の機会の拡大を図り、もって行政運営における公正の確保及び透明性の向上に資するとともに、協働によるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

パブリック・コメント手続 町の基本的な施策を策定する場合において、その案の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く町民等から意見を求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見に対する町の考え方等を公表する一連の手続をいう。

実施機関 町長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

町民等 次に掲げるものをいう。

ア 町内に住所を有する者

イ 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

ウ 町内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 町内に存する学校に在学する者

オ 前各号に掲げるもののほか、パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有すると実施機関が認めたもの

(対象)

第3条 パブリック・コメント手続の対象となる町の基本的な施策(以下「施策」という。)は、次に掲げるものとする。

町の基本的な施策に関する計画の策定又は重要な改定

その他実施機関がパブリック・コメント手続を実施することが必要であると認めるもの

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、パブリック・コメント手続の対象としないことができる。

緊急を要するもの又は軽微なもの

国、県等の計画等との整合を図るため、町の裁量の余地が少ないもの

法令等の規定に基づき意見聴取の手続を実施しなければならないもの

(施策の案等の公表)

- 第 4 条 実施機関は、施策を策定するときは、意思決定を行う前に、あらかじめ当該施策の案及び次に掲げる事項を公表し、町民等から施策の案についての意見の提出を求めなければならない。

施策の案を作成した趣旨及び目的

施策の案に対する意見の提出期間（以下「意見提出期間」という。）及び意見の提出先

その他実施機関が必要と認める事項

- 2 前項の規定による公表は、実施機関が指定する場所での閲覧、町ホームページへの掲載その他実施機関が定める方法により行うものとする。

(意見の提出)

- 第 5 条 実施機関は、施策の案を公表した日から起算して30日以上意見提出期間を設けなければならない。ただし、30日以上意見提出期間を設けることができないときは、その理由を明らかにして当該意見提出期間を短縮することができる。

- 2 意見の提出方法は、次に掲げる方法によるものとする。

実施機関が指定する場所への書面の提出

郵便

ファクシミリ

電子メール

その他実施機関が適当と認める方法

- 3 意見を提出しようとする町民等は、氏名、住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）、連絡先その他実施機関が必要と認める

事項を明らかにしなければならない。

(提出された意見の取扱い等)

第6条 実施機関は、提出された意見を考慮して、施策の策定に係る意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。

提出された意見の概要

提出された意見に対する実施機関の考え方

施策の案を修正したときは、その修正の内容及び理由

3 前項の公表の方法については、第4条第2項の規定を準用する。

4 実施機関は、前項の規定により考え方を公表するときは、意見の提出者に個別の回答は行わないものとし、提出された意見のうち類似の意見及びこれに対する実施機関の考え方をまとめて公表することができる。

5 実施機関は、前3項の規定により提出された意見を公表し又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該提出された意見の全部若しくは一部を公表せず、又は公にしないことができる。

(意思決定過程の特例)

第7条 実施機関は、審議会その他の附属機関等が、この要綱の定めにした手続を経て策定した報告、答申等に基づき施策を策定するときは、パブリック・コメント手続を実施しないで施策の策定の意思決定を行うことができる。

(実施状況の公表)

第8条 町長は、パブリック・コメント手続の実施状況の一覧表を作成し、町ホームページへの掲載等により公表するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、パブリック・コメント手続の実施について必要な事項は実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に立案過程にある施策については、この要綱の規定は適用しない。ただし、実施機関が必要があると認めるときは、この要綱の規定に準じた手続を実施するものとする。